

保活ワンストッププロジェクト運営会議設置要綱

制定 令和7年7月15日決定7デ戦企第89号

(名称)

第1条 本会は、「保活ワンストッププロジェクト運営会議」（以下「運営会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営会議は、都の保活ワンストップサービスの運用や新規機能の実装に当たり、本プロジェクトに参加する関係者間で、より良いサービス作りのために事業運営状況や課題を共有するとともに、本サービスが令和8年度中に国のシステムへ移行することを見据え、都における取組成果を国と共有し、本サービスの円滑な移行につなげることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 運営会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 保活ワンストップサービスの運用に関すること
- (2) 保活ワンストップサービスの新規機能に関すること
- (3) その他保活ワンストップサービスについて必要なこと

(組織)

第4条 運営会議は、デジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 運営会議は、関係事業者団体、本プロジェクト参加事業者等の参加を求め、意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(運営会議の運営)

第6条 運営会議は、デジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が招集する。

- 2 運営会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、デジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が必要と認める場合に限り、その全部または一部を非公開とすることができる。
- 3 運営会議に出席した者（都職員を除く。）に対しては、都の基準により定める謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第7条 運営会議の庶務は、デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項はデジタルサービス局プロジェクト推進担当部長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。